

# 扇町だより

新しいまちづくりを住民の手で

第52号

令和6年2月1日

編集・発行  
会津若松市建設部  
開発管理課  
区画整理グループ  
会津若松市栄町4-45  
栄町第一庁舎3階

TEL 0242(39)1263

立春の候、皆さまにおかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。  
また、扇町土地区画整理事業について、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

## ■ 換地処分の公告がされました

令和6年1月26日金曜日、福島県により「換地処分の公告」がされ、換地処分通知の内容が確定いたしました。

これに伴い、公告日翌日の1月27日土曜日より主に以下の効力が発生しております。

住所変更など必要な手続きは随時お知らせしておりますが、漏れのないよう改めてこの「扇町だより」でご確認ください。

### 換地処分の公告

令和6年1月26日

A: 土地の新しい町名・地番・地目・地積確定

B: 町名地番変更に伴う住所（所在地）変更

C: 清算金の額、徴収・交付対象者確定

D: 保留地の登記名義人確定

令和6年1月27日～

## A: 土地の新しい町名・地番・地目・地積確定

現在、登記簿の従前の内容を新しい土地の内容に書き換える（区画整理登記）ため、区域内の土地及び建物に関する登記事務が一時的に停止されています。

登記閉鎖期間は1月27日から約半年を予定しており、その期間以下の手続きは申請できません。※進捗状況により期間が前後する場合があります。

- 一般の所有権移転（売買・相続等）
- 住宅ローン等の抵当権設定
- 土地の分合筆等の登記

区画整理登記が完了した際には、市より登記の閉鎖が解除された旨を換地所有者に通知及び公報にてお知らせいたします。

大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解の程お願い申し上げます。

## B: 町名地番変更に伴う住所（所在地）変更

令和6年1月27日より、区域内の住所及び法人の所在地が新しい町名及び地番になりました。

ご自身で行う各種手続きは、1月15日付でお送りした「住所変更通知書」を使用して、すみやかにお願いいたします。

手続きの詳細は、昨年10月20日付でお送りした「住所変更のお知らせ（パンフレット）」で再度ご確認ください。

なお、同内容の資料は市のホームページにも掲載しております。

※土地及び建物登記の「所有権登記名義人住所変更」は、区画整理登記（約半年間）完了後に手続き可能となります。

## C: 清算金の額、徴収・交付対象者確定

換地処分の公告により換地の所有権者及び借地権者が、**清算金の徴収・交付対象者に確定**されました。

また、同日に清算金の額も確定し、この日より権利義務が生じております。

なお、「併存的債務引受申出書」又は「清算金債権譲渡通知書」の提出期限は、令和6年5月31日までです。

## D: 保留地の登記名義人確定

令和6年1月27日時点で市の保留地権利登録台帳に記載のある方が、保留地の**登記名義人に確定**されました。

これに伴い、**権利譲渡（売買等）の受付は終了しました**のでご注意ください。

所有権移転登記は、区画整理登記（約半年間）完了後に開始します。

また、登記時にご負担いただく登録免許税の額及び納付方法は、令和6年7月頃に通知予定です。

## ■ 清算金の債務引受・債権譲渡や相続に関する相談窓口

扇町土地区画整理事業に係る清算金の債務引受・債権譲渡や相続に関することなど、いわゆる**民事的**の案件に関して、**福島県司法書士会会津支部様と連携して相談の窓口**を設けました。

下記まで、お気軽にお問い合わせください。

- 会津若松市建設部開発管理課 区画整理グループ

☎ 0242-39-1263（直通）

- 福島県司法書士会会津支部

☎ 0242-36-7152 ※支部長 長嶋栄治司法書士事務所